

水道メーター検針に協力を

水道メーターの検針

偶数月に、水道メーターの検針を行っています。次のことに協力をお願いします。

- ▶メーターの上に物を置かないでください
- ▶飼い犬はメーターから離してつないでください

ビル・マンションなどの貯水槽は清潔に

貯水槽の設置者は、次のことを行ってください。

- ▶年1回以上定期的に貯水槽の掃除
- ▶水の色、濁り、臭い、味、残留塩素などの水質検査を年1回

6月1日～7日は水道週間です。

第67回「水道週間」スローガン

「透き通る 誇れる水に 感謝する」

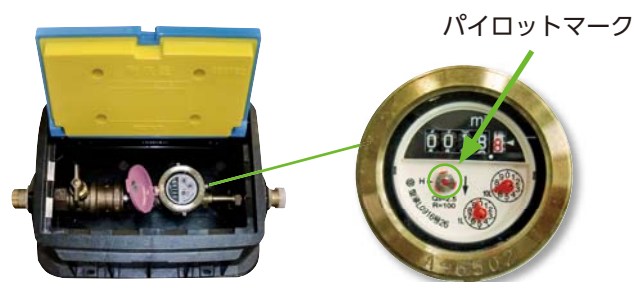
漏水かな？と思ったら

水道メーター検針の際、漏水の疑いがある場合は、お知らせしていますが、漏水はいつ起こるかわかりません。日頃から確認をお願いします。

◎簡単にできる漏水確認

- ①家の蛇口を全て閉める
- ②水道メーターの銀色のパイロットが回転していたら、漏水の可能性あります

※漏水修理は、指定給水装置工事業者へ連絡してください。



問広島県水道広域連合企業団府中事務所 (☎050-3785-3260)

下水道が使用できるようになった区域の皆さんへ 受益者負担金の納付をお願いします

下水道は、道路・公園などの公共施設のように誰でも利用できる施設ではなく、整備された区域の人だけが利用できる施設です。

受益者負担金制度とは？

下水道を利用できる区域の皆さんが、土地の面積に応じて建設費用の一部を、1度のみ負担するものです。

料 1平方メートル当たり560円×所有(公簿)面積

新たに負担金を納める区域

- ▶鵜飼町の一部
- ▶広谷町の一部

納付月

- ▶第1期…9月
- ▶第2期…12月
- ▶第3期…2月

負担金額を3年に分割し、さらに納期を年3期に分け、計9回で納付していただきます。

※3年分またはその年度分をまとめて第1期の納期内に納めると、報奨金が付きます。

受益者は申告が必要です

申告書の郵送

時 6月中旬

受益者を確定するため、負担金を納める区域内の土地の所有者には、申告書を郵送します。

受益者負担金制度説明会

時 7月上旬

申告期限

☑ 7月17日(木)

賃貸借権・地上権などの権利がある場合は、土地所有者と権利者で協議の上、申告してください。

※申告書の提出がされない場合には、土地所有者が受益者となります。また、賃貸住宅などを借りている人は、受益者にはなりません。



問下水道課 (☎43-7162)